

売木村社会福祉協議会役員評議員の報酬に関する規程

(報 酬)

第1条 本会の役員及び評議員の報酬は、次のとおりとする。

会 長	日額	4, 0 0 0 円
副会長	日額	4, 0 0 0 円
理 事	日額	4, 0 0 0 円
監 事	日額	4, 5 0 0 円
評議員	日額	4, 0 0 0 円

- 但し (1) 村及び村社会福祉協議会の常勤職員が兼務する場合を除く
(2) 報酬日額について、4時間未満の会議等の場合は半日額とする。

附 則

この規程は平成27年4月1日から施行する。